

名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン

平成 19 年 9 月

名古屋市では、安心、安全で快適なまちの実現を目指して、平成16年11月に、安心・安全で快適なまちづくりなごや条例（平成16年名古屋市条例第49号）を施行しました。そして各地域では、この条例の制定を契機に、防犯を始め様々な活動に熱心に取り組んでいるところです。

犯罪の防止には、自ら犯罪の被害にあわないように努めるとともに、地域住民が警察、行政等と連携・協働して日常的にパトロールや声かけ活動を行うといった、まちづくりのためのコミュニティ活動を行うことが効果的です。

しかし、地域住民の活動や警察官による巡回には自ずと限界もあることから、こうした部分を補完するものとして、防犯カメラを設置することは、犯罪が発生しにくい環境を作るには有効な手段といえます。

また一方で、防犯カメラの誤った運用により、記録された画像が流出し、他の目的に利用されるのではないかという面もあり、その取扱いには十分留意する必要があります。

こうしたことから、以下のとおりガイドラインを定めます。

1 目的

このガイドラインは、防犯カメラによる犯罪防止への有用性と市民の容ぼうや行動をみだりに撮影されないなどプライバシーの保護との調和を旨に、地域の公共的団体が、市内の公共空間を対象とした防犯カメラを設置及び利用するに当たっての留意すべき事項を定め、その適切な運用を図ることを目的とする。

2 定義

(1) 防犯カメラ

犯罪の防止を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラで、かつ、画像を撮影し記録する機能を有するものをいう。

(2) 公共的団体

学区連絡協議会、商店街振興組合、商工会、防犯協会、交通安全協会その他の団体をいう。

(3) 公共空間

道路、繁華街、広場、公園など誰もが自由に利用又は通行できる空間をいう。

(4) 画像

防犯カメラにより撮影又は記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

3 管理体制

(1) 管理責任者の指定

市内の公共空間に防犯カメラを設置及び利用しようとする公共的団体（以下「設置者」という。）は、その適切な管理を図るため、防犯カメラの管理責任者を指定するものとする。

(2) 取扱者の指定

管理責任者は、防犯カメラ、モニター又は録画装置を設置する場合は、その機器の操作や画像の視聴を行う取扱者を指定するものとする。この場合、取扱者は、原則として、管理責任者とは別の者を指定し、管理責任者及び指定された取扱者以外の操作を禁止する。

4 防犯カメラの設置及び利用

(1) 設置及び利用の制限

設置者は、防犯カメラの設置及び利用に当たって、犯罪の防止効果を高めるとともに不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、設置箇所及び撮影範囲を必要最小限に定めるものとし、特定の個人若しくは物を遠隔操作等で継続して追跡的撮影を行わないものとする。

(2) 設置及び利用の明示

設置者は、防犯カメラの設置及び利用に当たって、設置区域の入口やその区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者名を明示するものとする。

(3) 設置の許可

設置に当たっては、必要に応じて防犯カメラを設置しようとする公共空間の管理者の許可を得る。

5 画像の取扱い

(1) 秘密保持

設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの画像から知り得た市民の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとする。設置者等でなくなった後においても同様とする。

(2) 画像の利用及び提供の制限

設置者等は、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 法令に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合（ただし、捜査機関が画像の提供を求めるときは文書によるものとする。）

ウ 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合

(3) 画像の適正管理

設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損、流出及び改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

ア 画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。

イ 画像の記録された媒体（ビデオテープ、DVD、ハードディスク等）は、防犯カメラの設置者等があらかじめ定めた防護された場所で厳重に管理し、(2)に定める場合を除き、外部への持ち出しをしてはならない。

ウ 画像の保存期間は、法令に基づく手続きにより照会を受けた場合などを除き、原則として、最大1箇月以内の必要最小限の期間とする。

エ 画像は、ウに定める保存期間が終了した後、直ちに消去する。

オ 画像の記録された媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理又は当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去する。

(4) 苦情等の処理

設置者等は、当該防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(5) 設置及び利用基準の作成

設置者は、防犯カメラの設置及び利用が適正なものとなるよう、このガイドラインに基づいて基準を策定するものとする。なお、設置者が策定する防犯カメラの設置及び利用に関する基準に記載する必要がある事項を例示すると、次のとおりである。

ア 防犯カメラの設置の目的

イ 防犯カメラの設置の概要

ウ 画像の保存期間及び管理体制

エ 画像を閲覧する場合の閲覧権者の範囲

オ 画像の目的外利用又は第三者提供を行う場合の基準

カ 防犯カメラの管理責任者及び取扱者

キ 苦情処理の手続き

ク その他防犯カメラの設置及び画像の取扱いを適正に行うために必要な事項

(6) 取扱いの周知徹底

設置者は、管理責任者及び取扱者に対して、このガイドライン及び自ら定める基準において、画像の適正な取扱いについて、周知徹底を図るとともに、定期的かつ必要に応じて研修会を実施するなど適切な指導を行うものとする。

◇◇◇◇◇◇このガイドラインに関するお問い合わせ先◇◇◇◇◇◇	
名古屋市市民経済局地域振興部地域安全推進課（市役所本庁舎5階）	
〒460-8508	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電 話	052-972-3128（月曜日から金曜日（祝日及び休日を除く）の午前8時45分から午後5時15分まで）
ファクシミリ	052-972-4823
電子メール	a3123@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp